

金融機関における休眠預金口座の取扱い及び

休眠預金の活用に関する法律案

(休眠預金法案 平成 23 年 3 月 8 日版)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、金融機関における休眠預金の取扱いにつき一定の事項を定めることにより、預金者が休眠預金を効率的に照会できる体制を構築して預金者を保護するとともに、休眠預金の公正な活用を促進することにより、金融弱者の救済と機会均等の実現を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行
 - 二 信用金庫
 - 三 信用協同組合
 - 四 労働金庫
 - 五 信用金庫連合会
 - 六 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
 - 七 労働金庫連合会
 - 八 株式会社商工組合中央金庫
- 2 この法律において「休眠預金口座」とは、金融機関と預金者との間の預金契約で、預金者による預入れ、払戻し、振込み又は振込みの受入れのうち最終のものが属する日から十年を経過した契約にかかる預金口座のうち、内閣府令で定めるものをいう。
- 3 この法律において「休眠預金」とは、休眠預金口座に入金されている金銭のことをいう。

- 3 この法律において「休眠預金管理機関」とは、休眠預金口座の情報を一元的に管理するとともに、この法律に基づき金融機関が寄附するところの休眠預金に係る寄附を受け入れ、運用する一般財団法人で、金融庁が指定するものをいう。
- 4 この法律において「休眠預金管理業務」とは、特定休眠預金口座の情報を管理し、預金者からの照会と金融機関への返還に応じるとともに、預金者に対して必要な情報を提供する業務のことをいう。
- 5 この法律において「休眠預金基金運用業務」とは、この法律に基づき金融機関及び預金者から寄附を受けた金銭を管理運用する業務のことをいう。
- 6 この法律において「休眠預金管理機関業務」とは、休眠預金管理業務及び休眠預金基金運用業務のことをいう。

第二章 特定休眠預金の寄附

(特定休眠預金)

第三条 金融機関は、預金者の当該金融機関における預金口座が休眠預金口座になった場合（預金者が第一号の預金取引の継続を希望する回答をした後、引き続き預金者による預入れ、払戻し、振込み又は振込みの受入れがないままさらに回答到達の日から十年を経過した場合を含む）には、当該預金者に対して、内閣府令で定める期間内に、次の各号の事項を記載した通知を、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便によりしなければならない（通知発送の日までに預金者による預入れ、払戻し、振込み又は振込みの受入れがあった場合を除く）。

- 一 預金者が預金取引の継続を希望する場合には内閣府令で定める期間内にその旨を回答すべきこと
 - 二 前号の回答がなかった場合には、通知に係る預金口座を特定休眠預金として取扱い、休眠預金管理機関に情報を提供すること
 - 三 金融機関は、特定休眠預金について、停止又は解約の手続をとる場合があること
 - 四 特定休眠預金には利息を付さないこと
 - 五 預金者は通知に係る預金口座を解約し又は解約しないで当該預金口座に入金された預金を休眠預金管理機関に寄附することができること
- 2 休眠預金口座につき前項の通知をした場合において、次の各号の事由が生じたときは、当該休眠預金口座を特定休眠預金口座とする。

- 一 内閣府令で定める期間内に前項第一号の回答がなかったとき
- 二 前項の通知が金融機関に返送されてきたとき

(金融機関の寄附)

第四条 金融機関は、休眠預金管理機関に対し、前条第二項各号の事由が生じた場合には、内閣府令で定める期間内に、特定休眠預金口座に入金された金銭の残高（以下「特定休眠預金」という。）の合計額に相当する額を寄附しなければならない。

2 前項の寄附は、次の各号の事由が生じた場合には、金融機関からの請求により、請求の日から内閣府令で定める期間が経過する日までの間に、休眠預金管理機関から金融機関に対して返還されるものとする。

- 一 預金者またはその代理人若しくは承継人（以下「預金者等」という。）から払戻しの請求があった場合
- 二 特定休眠預金口座に関する取引が停止されている場合において当該特定休眠預金口座の預金者等から取引再開の申出があった場合
- 三 特定休眠預金口座に新たな預入れ、払戻し、振込み又は振込みの受け入れが発生した場合
- 四 特定休眠預金口座が解約された場合

(税務上の特例措置)

第五条 金融機関が休眠預金管理機関に寄附をした場合、その寄附額を当該事業年度における金融機関の損金に算入することができる。

2 預金者が休眠預金管理機関に寄附をした場合、その寄附額を寄附をした日が属する年における預金者の所得又は税額から控除することができる。

第三章 特定休眠預金の照会

(特定休眠預金口座にかかわる情報提供)

第六条 金融機関は、休眠預金管理機関に対し、特定休眠預金口座の情報として次の各号の情報を提供しなければならない。

- 一 預金者の氏名
- 二 預金者の住所
- 三 最終取引日における残高
- 四 その他内閣府令で定める事項

(休眠預金の照会)

第七条 預金者等は、休眠預金管理機関に対して、内閣府令で定める情報を提供することにより、当該預金者、本人又は被承継人の特定休眠預金口座を照会することができる。

2 休眠預金管理機関は、前項の照会に対応するために必要な体制を整備しなければならない。

(特定休眠預金の払戻し)

第八条 金融機関は、預金者から特定休眠預金の払戻しの請求を受けた場合には、払戻しに応じなければならない。

第四章 休眠預金管理機関

(休眠預金管理機関の指定)

第九条 金融庁長官は、休眠預金の効率的管理により預金者保護を図るとともに休眠預金の公正かつ効果的な活用による公益の増進を目的とする一般財団法人であって、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、休眠預金管理機関として指定することができる。

一 休眠預金管理業務の実施に関する計画が、休眠預金管理業務の効率的で的確な実施のために適切なものであること

二 休眠預金基金の活用に関する計画が、特定非営利活動促進法（平成十年三月二五日法律第七号）第二条第一項の特定非営利活動又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成一八年六月二日法律第四十九号）第二条第四号の公益目的事業を促進するものであり、かつ休眠預金基金の効率的で効果的な活用のために適切なものであること

三 休眠預金管理機関の公益性を確保するための適切な体制が整備されていること

四 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ロ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ハ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者

五 役員の過半数が民間出身者であること

（業務規程）

第一〇条 休眠預金管理機関は、休眠預金管理機関業務に関する規定（以下「休眠預金管理機関業務規定」という。）を定め、金融庁長官の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 金融庁長官は、第一項の認可した休眠預金管理機関業務規定が休眠預金管理機関業務の適正かつ確実な実施のため不相当となったと認めるときは、その休眠預金管理機関業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（役員を選任及び解任）

第一一条 休眠預金管理機関の役員を選任及び解任は、金融庁長官の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 金融庁長官は、休眠預金管理機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反したとき、前条第一項の認可を受けた休眠預金管理機関業務規程に違反する行為をしたとき、又は休眠預金管理業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、休眠預金管理機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第一二条 休眠預金管理機関は、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、金融庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 休眠預金管理機関は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画及び収支予算を公表しなければならない。

3 休眠預金管理機関は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、各役員報酬一覧表、収支決算書及び財産目録を作成し、金融庁長官に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第一三条 休眠預金管理機関は、内閣府令で定めるところにより、休眠預金管理機関業務に関する事項で内閣府令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、

これを保存するとともに、これを公表しなければならない。

(監督命令)

第一四条 金融庁長官は、この法律を施行するために必要な限度において、休眠預金管理機関に対し、休眠預金管理機関業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(守秘義務)

第一五条 休眠預金管理機関の職員は、休眠預金管理機関業務に関して知った職務上の秘密を漏洩してはならない。

(指定の取消し)

第一六条 金融庁長官は、休眠預金管理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 休眠預金管理機関業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき、又は認可を受けた休眠預金管理機関業務規程によらないで休眠預金管理機関業務を行つたとき。

2 金融庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(指定を取り消した場合の措置)

第一七条 前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、金融庁長官がその後に新たに休眠預金管理機関を指定したときは、従前の休眠預金管理機関の休眠預金管理機関業務に係る財産及び負債は、新たに指定を受けた休眠預金管理機関が承継する。

第五条 雑則

(紛争解決機関)

第一八条 預金者は、指定紛争解決機関に対して、休眠預金の払戻しに係る紛争解決の申立てをすることができる。

(報告)

第一九条 金融機関は、毎事業年度末において、金融庁長官に対し、当該事業年度における特定休眠預金口座の数、残高、寄附の額その他内閣府令で定める事項につき報告しなければならない。

(勧告及び命令)

第二〇条 金融庁長官は、金融機関が第四条の寄附義務を履行していないか、履行が不十分であると認められる場合には、当該金融機関に対して第四条の寄附を履行すべき旨の勧告を発することができる。

2 金融庁長官は、前項の規定による勧告を受けた金融機関が正当な理由なく勧告に従わない場合には、勧告に従って寄附を履行すべきことを命ずることができる。

第六章 罰則

(罰則)

第二一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役または三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十条第二項の命令に違反した者